

# 令和3年度 事業計画

(自 令和3年4月 至 令和4年3月)

令和3年3月15日

## 第1 基本方針

本県の農業は、高齢化や後継者不足等による農業者の減少と、これに伴う農地面積の減少という事態に直面しています。特に中山間地域においてその傾向は著しく、農業生産のみならず集落機能の低下さえも懸念されています。

また、生産現場においても、増加する野生鳥獣による農作物被害、頻発する自然災害、豚熱（CSF）を始めとする家畜伝染病の流行等への対策が求められており、大変厳しい状況にあります。

一方、農業・農村を取り巻く国内外の環境に目を向けると、

- ①急速に進む社会経済のデジタル化
  - ②人口減少による国内市場の縮小・グローバル化の進展
  - ③消費者ニーズの多様化・流通チャネルの多角化
  - ④台風や豪雨等の大規模自然災害の多発
  - ⑤新型コロナウイルス感染症による需要減少や人手不足
- などの変化が生じており、農業・農村においてもウィズコロナ時代におけるニューノーマルへの対応が不可欠なものとなってきています。

このような中、県では「未来へ紡ぐ！豊かで成長し続ける農業・農村の確立」を基本目標に、成長産業として農業の持続的な発展を目指した

- ①未来につながる担い手確保と経営基盤の強化【人・農地】
  - ②次世代につなぐ収益性の高い農業の展開【収益性向上】
  - ③豊富で多彩な県産農畜産物の需要拡大【需要拡大】
- の3つの産業施策と、多面的機能の発揮と農村の持続的な発展を目指した
- ④魅力あふれる農村の持続的な発展【魅力度向上】
  - ⑤ニューノーマルがもたらす農村の新たな価値の創出【価値創出】
- の2つの地域施策を講ずるべき施策として位置付け、次期「群馬県農業農村振興計画」を令和3年3月に策定しています。

農業公社は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき指定された農地中間管理機構として、また、「農業経営基盤強化促進法」に基づく青年農業者等育成センターとして、担い手への農地集積・集約化、就農支援・相談等を実施し、「群馬県農業農村振興計画」に即した事業に取り組むこととします。

## 第2 事業計画

### 1 農地中間管理事業

県と市町村、関係団体との連携を充実し、担い手への農地集積に向けた事業の推進体制を強化します。

実質化された「人・農地プラン」に基づき、地域の状況に応じて農地中間管理事業を活用した農地集積・集約化を促進します。

#### (1) 機構の事業推進体制と県・市町村等関係機関との役割分担

##### 1) 機構

さらなる農地集積・集約化を図るため、市町村域を超えた農用地に係る情報の蓄積と提供を充実させ、出し手及び受け手の掘り起こしとマッチングを積極的に行います。

##### 2) 県・農業事務所

① 県及び農業事務所は、「人・農地」政策推進会議を主宰して、事業の進捗管理を行います。

② 農業事務所毎に担い手農家、農業委員・農地利用最適化推進委員等との意見交換会を開催し、機構の活用拡大につなげます。

##### 3) 市町村

① 市町村は、機構との業務委託契約を締結し、農地の出し手及び受け手の情報把握と掘り起こしのほか、相談窓口の設置や出し手・受け手との交渉等、事業の一部を分担します。

② 機構集積協力金や補助事業及び税制措置等、機構を活用したメリットを関係者へ周知するなど、事業活用に向けた取り組みを進めます。

③ 人・農地プランの実質化に向けた座談会の開催や実現のための各種施策を実施し、それを契機とした出し手及び受け手の掘り起こしや重点区域・モデル地区での事業推進を行います。

##### 4) 農業委員会（農業委員・農地利用最適化推進委員）

① 農業委員や農地利用最適化推進委員は、人・農地プランの実質化に向けた座談会の開催や実現のための各種施策を実施し、地域ニーズと担当区域の個別相談等を通じた農用地に係る情報（権利設定、利用状況、遊休農地の活用意向、出し手・受け手等）の把握により、農地利用の最適化に向けたマッチングの実施等、機構と連携した活動を推進します。

② フェーズⅡ（農地情報公開システム）の適切な運用と積極的な活用、利用権設定更新時の機構活用に向けた移行への取り組みを周知します。

##### 5) 農業会議

農業会議は、農業委員会事務局や農業委員、農地利用最適化推進委員に対して、「農地利用の最適化」の活発な活動実践に向けた助言、指導及び各種研修会の開催など、機構活用に向けた取り組みを行います。

##### 6) JA及びJA群馬中央会

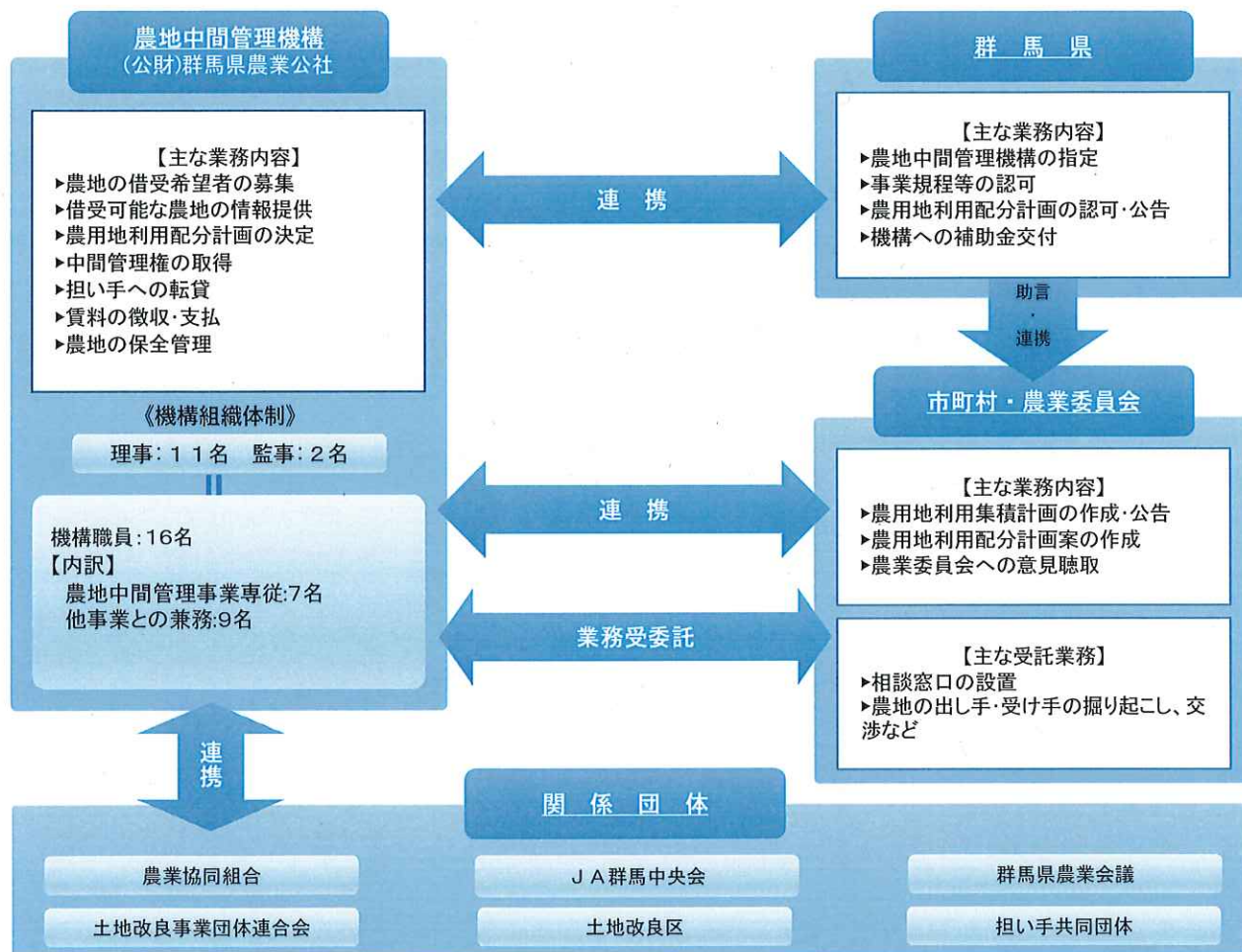
① JAは、これまでの農地集積・集約化の業務経験を活かし、市町村の協力を得ながら、利用権設定更新時の機構活用に向けた移行への取り組みを関係者へ働きかけます。

- ② J A群馬中央会は、新たな集落営農組織や作業受託組織の設立支援及び集落営農組織の法人化支援と併せて、法人化後の機構活用に向けた取り組みについて主体となって推進します。

### 7) 土地改良区及び土地改良事業団体連合会

- ① 土地改良区は農村整備事業の実施及び計画区域内における人と農地の状況に精通しており、機構活用の取り組みに向け連携を図っていきます。特に機構関連事業を計画する地区においては機構が全関係農地の借入を求められることから、農村整備事業の計画段階から、機構活用の取り組みを土地改良区をはじめとする関係機関と連携しながら推進します。
- ② 土地改良事業団体連合会は、県内全域に係る農村整備事業の状況に精通していることから、市町村への技術的指導業務の助言を通じて、機構との連携が図れるよう支援します。

### (2) 関係機関との連携体制



### (3) 重点的に取り組む事項

#### 1) 農地中間管理事業の実施体制の充実・強化

- ① 地域の実情に合わせた農地の集積・集約化を図るなどの取組に繋げるため、「人・農地プラン」の実質化を推進する話し合い等に積極的に参画します。
- ② 県・市町村・農業委員会が実施する各種施策と協調し「人・農地プラン」の実現を支援するため、農地情報や担い手情報を共有するなど関係機関との連携を強化します。
- ③ 市町村・関係団体との業務委託を拡充する等により実施体制を充実し、受け手の二

ーズと出し手の要望等とのマッチングを強化し、農地の集積・集約化を加速します。

## 2) 農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化

- ① 安定的な農地の貸借や機構集積協力金の活用等、事業のメリットについて様々な機会を捉えて積極的に周知し、事業の利用拡大及び農地の集積・集約化を促進します。
- ② 関係機関が土地改良事業計画策定段階から支援・情報共有することにより、効果的・効率的な農地集積を図ります。

## 3) 事務手続きの見直し

農地中間管理事業の活用では、農用地利用集積計画と農用地利用配分計画の作成が必要であったが、地域の話し合いを通じて出し手と受け手のマッチングが整っている場合には、農用地利用集積計画で一括して権利設定を行う方法を積極的に導入し、手続きの簡素化と転貸までの時間の短縮を図ります。

なお、導入には市町村等の理解が不可欠であることから、市町村等への積極的な働きかけを行うこととします。

## (4) 集積目標

令和3年度 転貸面積 530ha

## (5) 重点区域・モデル地区

重点区域（事業規程第4条に定める区域）及びモデル地区（重点区域のうち、2年以内に事業を活用して、農地の集積・集約化に大きな成果が出せる地区で、他への波及効果など事業実施のモデルとなるものとして定めた地区）を設定し農地集積・集約化の加速化を図ります。

## (6) その他

### 1) デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

#### ① 事務処理の標準化とデジタル化

農地中間管理事業における事務の標準化に取り組み、デジタル化が可能な業務・帳票については積極的にデジタル化を行い、正確かつ迅速な処理と業務の効率化を図ります。

#### ② 「IoT」の活用

現地・現場において「IoT」を活用したデータ利用（収集、送受信等）を可能とすることで、業務の効率化を図ります。

### 2) 広報業務の活性化

#### ① 戦略的なプロモーション活動

これまでの全県を対象とした広報に代えて、ターゲットを絞り込み、適した内容やメディア・方法を選択した上で、効果的なプロモーション活動を展開します。

#### ② 借受応募者への情報提供

貸付希望申出のあった農用地の情報を四半期毎にとりまとめ、公社ホームページ等を通じて随時、情報提供するとともに、機構に借受申出を行った申出者に対して四半期毎に情報更新の通知を行うことで、貸付希望申出農地のマッチングに取り組めます。

## 2 農地売買支援事業（農地中間管理機構特例事業）

農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地集積・集約化を進めるため、農地中間管理機構の特例事業として、農用地等の売買を実施します。

なお、実績市町村が固定化されているため、パンフレット等をJA、農業委員会等に配布し、事業の周知を積極的に進め、事業実施につなげます。

### ① 農用地等売渡事業（補助）

※認定農業者等であって、一定の面積（概ね1ha以上の団地を形成）を超える案件

区 分	買 入 計 画			売 渡 計 画		
	件 数	面積(ha)	予算額(千円)	件 数	面積(ha)	予算額(千円)
農 地	46	19.2	190,000	30	15.4	141,000

※買入及び売渡事務手数料は除く。

### ② 一般事業（非補助） ※上記以外の案件

区 分	買 入 計 画			売 渡 計 画		
	件 数	面積(ha)	予算額(千円)	件 数	面積(ha)	予算額(千円)
農 地	4	0.8	10,000	2	0.4	5,000

※買入及び売渡事務手数料は除く。

### 3 担い手の確保・育成事業

#### (1) 農業後継者育成基金事業

農業後継者育成基金の運用益により、農業後継者の定着化、農業青年の研修・仲間づくり活動及び組織活動を支援します。

区分 (予算額)	事業内容	対象者等	時期
農業後継者定着化促進事業 (792千円)	1 就農・結婚相談活動の委託 2 青年農業士等の活動の助成 3 地域の就農促進活動の助成	委託先 群馬県農業経営士協議会 助成先 県内 2団体 (年1回) 助成先 県内 3団体	通年
農業青年仲間づくり活動促進事業 (462千円)	1 視察・事例調査等への助成 2 共同プロジェクトの実施への助成	助成先 県内 12団体 (年1回) 助成先 県内 5団体 (年1回)	
農業青年組織活動事業 (402千円)	1 県内全体を活動範囲とする団体への助成 2 農業事務所普及指導課又は農業指導センターが管轄する地域以上の広域性を持って活動する団体への助成	助成先 県内 9団体 (年1回)	通年
合計 1,656千円			

#### (2) 青年等就農支援事業

農業経営基盤強化促進法（平成25年法律第102号）第14条の11の規定により、群馬県から県青年農業者等育成センターとして就農促進のための拠点と位置づけられました。就農を希望する青年等に対する就農相談・無料職業紹介等の支援活動を実施します。また、次世代人材投資資金（準備型）における研修受入機関として群馬県より認定され、関係機関と連携のもと、新規就農希望者に対して農業に関する知識の習得を目的とした基礎研修や集合研修、早期に効率的、安定的な農業経営を営むために必要な技能の習得を目的とした農家研修を実施します。

区分 (予算額)	事業内容	対象者等	時期
青年等就農支援事業 (5,514千円)	1 就農支援活動及び就農相談の実施	就農関連情報収集活動の実施 就農希望者への情報提供 新規就農相談会への参加	通年
	2 就農希望者研修の実施	就農希望者への基礎研修・集合研修・農家研修等の実施	

#### 4 農用地等利活用促進受託事業

農業者等からの作業委託を受けて、保有する農業用機械を活用した農地の再生・保全管理作業を実施します。

また、地域における耕作放棄地対策の機運の醸成や事業への取り組みを促進させるため、県が主催する荒廃農地再生の実演会を受託する等、積極的な事業受託に努めます。

地域名	面積(ha)	予算額(千円)	備考
県内全域	12.0	5,220	畦畔除去・均平整地等
	8.0	2,930	草刈、耕起等
		500	荒廃農地再生実演会
計	20.0	8,650	